

役員等報酬規程

社会福祉法人

和の里福祉会

社会福祉法人和の里福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和の里福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
1. この規則は、平成30年4月1日から改正する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会等の出席	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円
評議員会等への出席	5,000円
理事会等への出席	5,000円